

「未来が変わる 日本が変わる チャレンジ25キャンペーン」



問 「チャレンジ25キャンペーン」運営事務局
 info@challenge25.go.jp
 http://www.challenge25.go.jp

石巻市は、
**「チャレンジ25
 キャンペーン」**
 に登録・参加し
 ています

地球温暖化に対して、世界が立ち向かおうとしています。2005年には「京都議定書」が発効（日本は1990年比で温室効果ガス6%削減を義務化）し、日本ではさまざまな対策を進めてきましたが、2009年9月に、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを目標に掲げました。これを受けて、今年1月14日、地球温暖化防止の対策を推進するため、新たな国民的運動を展開することとなりました。

それが、「チャレンジ25キャンペーン」です。皆さんも、CO2削減のために、「チャレンジ25キャンペーン」に参加しましょう。

チャレンジ25キャンペーンが推進する6つのチャレンジ

- ・エコな生活スタイルを選択しよう。（クールビズ・ウォームビズ・マイバックなど）
 - ・省エネ製品を選択しよう。（購入時に迷ったときはより省エネな製品を選択しよう）
 - ・自然を利用したエネルギーを選択しよう。（太陽、風、水、自然界に存在する力を利用しよう）
 - ・ビル、住宅のエコ化を選択しよう。（エコビル化・エコリフォームして快適な空間へ）
 - ・CO2削減につながる取り組みを応援しよう。（カーボンオフセット商品を選択しよう）
 - ・地域で取り組む温暖化防止活動に参加しよう。（地域の環境イベントに参加しよう）
- ※1 カーボンオフセット
 日常生活や経済活動において排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方のことです。

市役所の温暖化防止の具体的な取り組み一例

- ★エコドライブの実施↓公用車はエコドライブしています。
- ★クールビズ・ウォームビズの実施↓庁舎内の温度設定を夏は28℃設定、冬は20℃設定にしています。
- ★グリーン購入の推進↓環境負荷の少ない製品を購入し使用しています。
- ★太陽光発電設備設置補助事業

問 環境対策課（内線3363・3364）

地域で行うイベントに「ごみ分別ステーション」
 を無料で貸し出します！

対象 市内でイベントを実施する町内会、子ども会などで、ごみ分別ステーションを使用し、ごみの減量、リサイクルの推進に努める各種団体など。

貸出費用 無料。

貸出手続 イベント実施日の2カ月前から受け付けます。申請書により申し込みください。

申・問 廃棄物対策課（内線3373）・各総合支所市民生活課



▲環境フェア 2009の様子

「雑紙類の分別」の徹底を お願いいたします！

またまだ燃やせるごみの袋の中には、リサイクル可能な紙類が入っている状態のものが多く見受けられます。もう一度雑紙類の出し方を確認し、ごみの減量化・資源化に取り組みましょう。

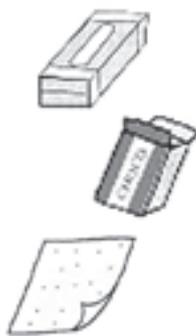
雑紙類の出し方

雑紙類専用収集袋（黄色文字で印刷されたもの）に分別して、月2回古紙の回収日に申し送りましょう。



雑紙類として分別するもの

ティッシュ箱（ビニールは外す）、菓子箱、折箱（紙製）、包装紙、封筒、プリント類など



雑紙類として出せないもの （通称：禁忌品（きんきひん））

写真、レシート、ビニールコート紙、紙コップ（ワックス加工紙）、米袋、紙おむつ、紙類以外の素材が付着しているもの、紙製以外のもの（プラスチック製品、びん、缶、布）

問 廃棄物対策課（内線3373）

「生ごみ」の水切りをしましょう。

生ごみの、約6〜7割は水分です。

生ごみに含まれる水分は、焼却処理の際、余分なエネルギーを必要としてしまうほか、集積所での悪臭の原因や、衛生上の問題にもなります。

生ごみを捨てるときに、「ギョウギョウ」と絞って大きじ3杯（45cc）の水切りができれば、市全体で年間約1、000トンのごみ減量化が見込まれます。（石巻市約60、000世帯×365日で実行した場合）

生ごみを出す際は、必ず水を切ってから集積所に出すようにしましょう。



生ごみの水分を減らすポイント

①乾いた生ごみは、ぬらさない。

・水切りの大原則です。調理くずを水道水でぬらさないようにしましょう。

②手で絞る。

・三角コーナーにネットを付けて、ごみを出す前に一絞りしてから出しましょう。

問 廃棄物対策課（内線3373）

資源物の持ち去りは条例により禁止です！

ごみ集積所に出された古新聞などの資源物を、市または市が委託した業者以外の方が収集することは条例により禁止されています。

市では継続してパトロールを行い、資源物持ち去り行為者の摘発を実施しています。

資源物持ち去り行為を行った者には、持ち去り禁止を命令し、その命令に違反した場合は警察への告発を行い、罰

則（20万円以下の罰金を適用するなど、厳正に対処します。

なお、資源物の持ち去り行為を発見した場合は、トラブルに巻き込まれる可能性がありますので、直接注意せずに日時・場所・車両のナンバーや特徴などを連絡ください。また、すようご協力をお願いします。

問 廃棄物対策課（内線3372・3375）

おわびと訂正

市報いしのまき4月号に掲載した内容に誤りがありましたので、おわびして訂正します。

3ページ 写真説明 合併3周年記念式典で市民憲章を唱和した

誤 雄勝中学校の生徒

正 北上中学校の生徒

15ページ シニアステップ

ダンスパーティー

誤 午後5時開場

正 午後1時30分開演

32ページ 市民みんなの祝祭劇場 呈茶席の曜日

誤 10日(日)

正 10日(土)